

地質地盤情報の法整備化

著者；発表者 佃 栄吉

所属 産業技術総合研究所 地質調査総合センター論題

科学的判断のために必須の地質地盤情報の共有化と法の整備の必要性要旨地質地盤情報の整備と活用について、「地質地盤協議会」のもとで、平成 18 年から、民間団体、大学・研究機関、政府関係機関、自治体等の関係者により、議論が進められてきた。その結果、『地質地盤情報は、地震防災、環境保全等に関わる政策を立案し、「安心・安全な社会を構築するために仏様な、国民が共有すべき社会的資産・知的基盤情報である」などの提言がまとめられた。日本においては、土地や地下空間、地下資源などの利用権に関わる法律は整備されているものの、その情報の共有性、公開性については、未だにコンセンサスも得られておらず、欧米など諸外国と比べ、基本的な考え方の整理が非常に遅れている。その原因の一つが、所掌する官庁が一つではなく、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、文部科学省など、それぞれの担当分野でのみ視野でしか議論がされて来なかったことであると考えている。この間、宇宙基本法、海洋基本法、地理空間情報整備法等、国土の情報に関する法整備が進んできたが、まだ十分ではない。昨年より、日本学術会議でも議論され、独自の提言も準備されてきている。関係学会と連携して、できるだけ早く法整備が必要と考える。